

第7期流山市障害福祉計画

第3期流山市障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

流山市



目次

第1章 計画策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の背景と趣旨	- 2 -
2 計画の位置づけと他の計画との関係	- 3 -
3 基本的理念	- 5 -
4 計画期間	- 7 -
5 PDCA サイクル	- 7 -
第2章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の評価	- 9 -
1 主な制度等の変遷	- 10 -
2 自立支援給付費及び障害児通所給付費の推移	- 11 -
3 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の全体像	- 13 -
4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業のサービス内容	- 13 -
5 第6期障害福祉計画の実績と評価	- 21 -
6 第2期障害児福祉計画の実績と評価	- 31 -
7 利用者負担の軽減策の実績	- 32 -
第3章 障害福祉サービス等の見込量	- 37 -
1 国の基本指針に基づく成果目標	- 38 -
2 第7期障害福祉計画における各サービスの見込量と確保の方策	- 45 -
3 第3期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方策	- 55 -
4 利用者負担の軽減策の見込量	- 59 -
用語解説	- 62 -
資料編	- 1 -

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由障害や内部障害といった身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や高次脳機能障害といったさまざまな特性があります。そのような障害のある人も地域で安心して暮らし、地域の一員としてともに生きる社会を目指し、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年6月に公布され、施行後3年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずることとされました。このことから、見直しの基本方針を「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズのきめ細やかな対応」、「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」の3つを柱とし、関連する審議会等の議論を踏まえつつ、社会保障審議会障害者部会において審議を重ね、令和4年6月に報告書を取りまとめました。また、平成26年に日本が批准した国連の「障害者の権利に関する条約」について、ジュネーブにある国連本部で障害者の権利に関する委員会による初めての審査が行われ、日本の取り組みに対し、総括所見により各条文に関する勧告が出されました。

これらのことを踏まえ、社会保障審議会障害者部会での議論を経て、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）（以下「国の基本指針」といいます。）が告示され、令和6年度から令和8年度までの障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が示されました。

本市では、国の基本指針に即し、第7期流山市障害福祉計画（以下「第7期障害福祉計画」といいます。）及び第3期流山市障害児福祉計画（以下「第3期障害児福祉計画」といいます。）を策定します。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、前計画（第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画：令和3年度～令和5年度）の実績と今後の課題を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間におけるサービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とします。

2 計画の位置づけと他の計画との関係

(1) 計画の位置づけ

各計画の位置づけについては、以下のとおりです。

ア 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針及び県障害福祉計画に即したものとし、第9期流山市高齢者支援計画及び流山市成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図るものとします。

イ 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針及び県障害福祉計画に即したものとします。

(2) 他の計画との関わり

ア 流山市地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された計画で、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。本市の福祉分野における上位計画と位置づけています。

障害者・児に関わる部分として、特に包括的な支援体制の推進、多様な人・生き方の理解と受容、権利擁護の推進、その他障害者・児の支援についての方向性や今後の取り組みが示されています。第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、流山市地域福祉計画で示された部分における事業の実効性や具体的な数値目標をまとめています。

イ 流山市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけ、総合的かつ計画的に推進するための理念や方向性を定めています。「流山市総合計画（基本構想・基本計画）」、「流山市地域福祉計画」の部門計画として策定しています。

ウ 流山市生きづらさ包括支援事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）

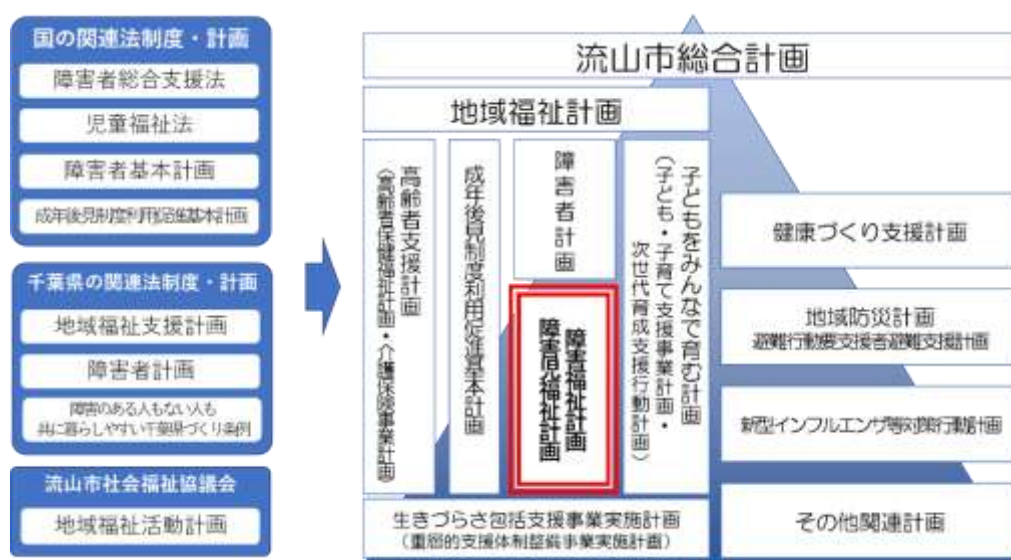
社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定される計画で、複雑・複合化したニーズに対応するため、介護、障害、子ども、生活困窮の各支援機関が連携して支援する体制の構築を目指し策定するものです。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、障害分野における重層的支援体制の構築のため、相談支援体制の強化を図り、当事者の参加や、介護、子ども、生活困窮等の各支援機関との連携に関して取り組んでいきます。

エ 流山市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

本市では、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の体制整備を行うことを目的に策定し、第9期流山市高齢者支援計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画とも整合性を図っています。



【各計画との関係イメージ】

(3) 持続可能な開発目標との関連

本計画を推進することで、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組にもつなげていきます。SDGsは17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下が挙げられます。

3 「すべての人に健康と福祉を」

11 「住み続けられるまちづくりを」

10 「人や国の不平等をなくそう」



3 基本的理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、「第6次障害者計画」の基本理念である『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』を共有し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。また、国が掲げる基本指針と整合を図り、次に掲げる点を基本的理念とします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等が、身近な地域でよりきめ細やかな障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促すとともに、難病患者等への支援を明確化していきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、生活介護事業等を利用した地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、社会福祉法人等が実施する社会福祉事業やNPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障害の有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う、誰もが相互に人格と個性を尊重し支

えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

また、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業を活用し、体制整備を進めます。

- (ア) 属性や世代を問わず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (イ) 相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (ウ) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実とライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する地域支援体制の構築を図ります。

さらに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

また、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」といいます。）を取り巻く支援の実態把握を行うとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

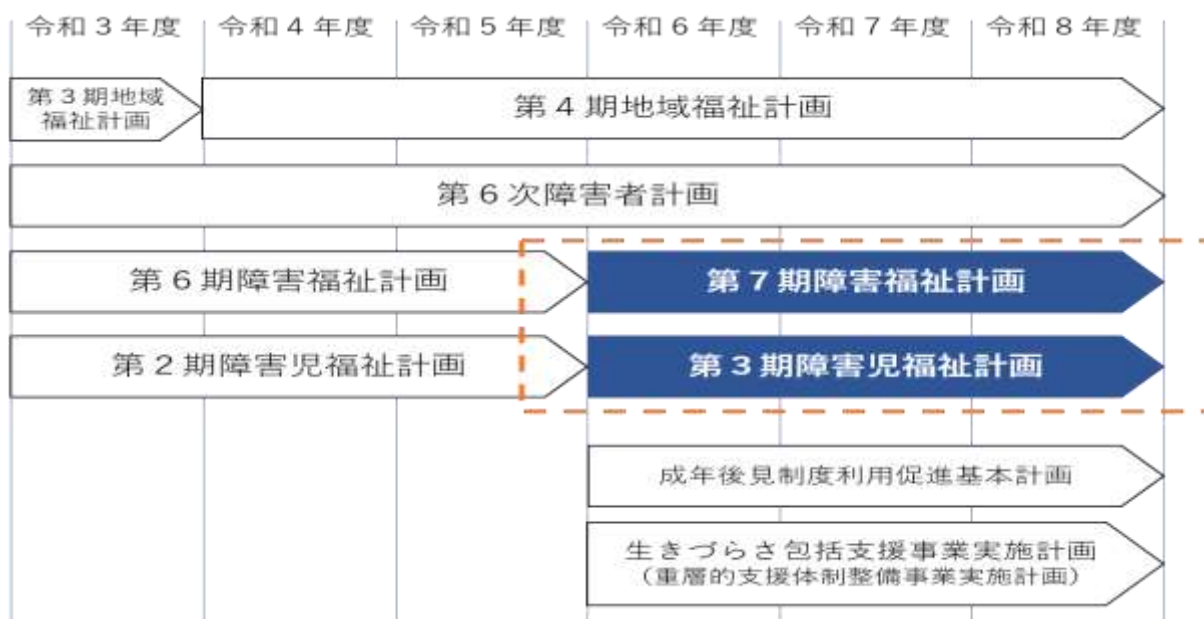
障害者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する体制の確保と併せてそれを担う人材の確保と定着を図ることが必要です。そのためには、障害福祉サービス等を提供する体制の実態把握、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職場のハラスメント対策や ICT 等の導入による業務の効率化について関係機関等と協力して取り組みます。

（７）障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するため、合理的配慮や環境整備を行いながら、障害者が文化芸術等の多様な活動に参加する機会の確保等、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、音声図書（デージー図書やマルチメディアデージー図書等）、点字図書、拡大図書や電子書籍の普及を通じ、視覚障害者等の読書環境の充実を図るとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を行います。

4 計画期間

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間とします。



5 PDCA サイクル

（１）PDCAサイクルの活用

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、PDCAサイクルを取り入れ、見直し等を実施します。

（２）PDCAサイクルの必要性

計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供の確保に向けて

推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取組を進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題がある場合には、随時対応していくことになります。

本市では、流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会がそうした話し合いの場になります。

【第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ】

基本指針

■障害福祉計画及び障害児福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

①計画（Plan）

■「基本指針」に即して障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量の設定やその他確保方策等を定める。



②実行（Do）

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。



③評価（Check）

■1年に1回（7月）にその実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
■中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。



④改善（Act）

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直し等を実施する。



①計画（Plan）へ

第 2 章 第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の評価

1 主な制度等の変遷

- 令和2年10月 市町村における地域生活支援事業（地域生活支援促進事業）に「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が追加されました。
- 令和3年4月 本市の相談支援の中核的な役割を担う流山市基幹相談支援センターを西深井地域生活支援センターすみれに業務委託し、地域の相談支援体制の強化を図りました。
- 令和3年6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務に改められます。
- 令和3年6月 医療的ケア児及びその家族の支援に関し、基本的理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにし、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支えるため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されました。
- 令和3年8月 新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていた東京 2020 パラリンピック競技大会が開催されました。
- 令和3年11月 障害者総合支援法の対象となる難病等が見直しされ、366疾病となりました。
- 令和4年3月 成年後見制度の利用が必要な人が、尊厳のある本人らしい生活を継続する体制を整備し、本人の地域社会への参加の実現を目指し、第2次成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。
- 令和4年4月 市町村における地域生活支援事業（任意事業）に「地域生活定着支援センターとの連携強化事業」が追加されました。
- 令和4年5月 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されました。
- 令和4年6月 高齢者や障害者等をはじめとしたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方について、具体的に示した目安となる「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が国土交通省により作成されました。

○令和4年8月 「障害者の権利に関する条約」に基づき、国連の障害者権利委員会により、日本政府による第1回政府報告及び民間団体によるパラレルレポートの対面審査がジュネーブ（スイス）で行われ、令和4年10月に総括所見が公表されました。

○令和4年12月 障害者等の地域生活や就労支援の強化等により障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布されました。

○令和5年3月 障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する国民理解の促進のため、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として、令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が策定されました。

○令和5年4月 市町村における地域生活支援事業（地域生活支援促進事業）に「入院者訪問支援事業」が追加されました。

○令和5年4月 地域生活支援事業として、従来の聴覚障害者に対する手話通訳等派遣に加え、失語症者に対する意思疎通支援事業を開始しました。

2 自立支援給付費及び障害児通所給付費の推移

（1）自立支援給付費の推移

自立支援給付費は、人口増加に伴う障害者数の増加により障害福祉サービス等の利用者が増え、平成30年度と令和4年度を比較すると約8億6,060万円増加しており、146.5%の伸びとなっています。また、増加割合は年度によりばらつきはあるものの、年平均では約110.5%ずつ増加していることとなります。

（円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国負担金	925,971,128	1,034,672,534	1,125,861,437	1,249,462,300	1,356,286,283
県負担金	462,985,563	517,306,092	562,927,782	624,731,148	678,114,103
市負担金	462,985,570	517,366,445	562,933,658	630,502,687	678,172,183
合 計	1,851,942,261	2,069,345,071	2,251,722,877	2,504,696,135	2,712,572,569



(2) 障害児通所給付費の推移

年少人口の増加により障害児通所支援等を利用する障害児が増えたことにより、障害児通所給付費は増加し続けています。平成30年度と令和4年度と比較すると、242.7%と著しく伸びています。金額の差では9億1,033万円増と自立支援給付費よりも増加額は大きくなっています。また、年平均では125.3%の増加率となり、今後も増加する見込みです。

(円)

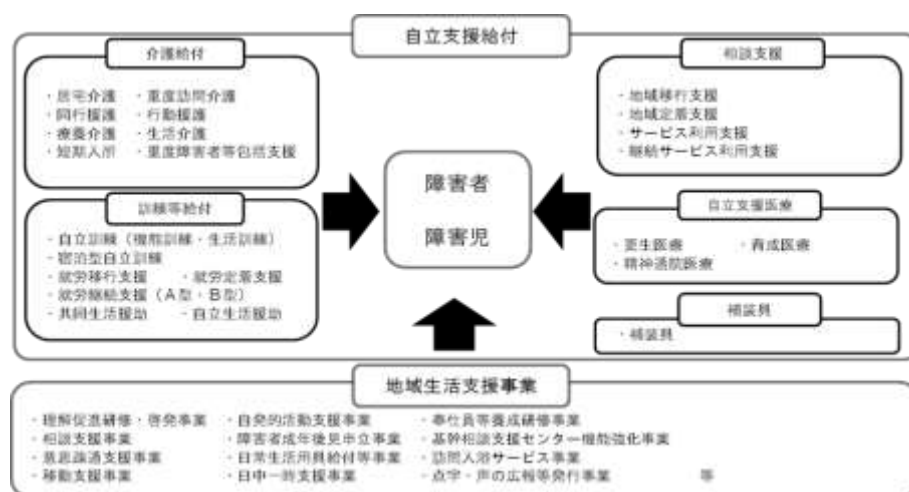
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国負担金	319,074,835	382,483,936	457,543,761	613,656,244	774,240,393
県負担金	159,416,492	191,241,967	228,771,880	306,828,121	387,120,196
市負担金	159,658,343	191,241,969	228,771,881	306,828,124	387,120,198
合 計	638,149,670	764,967,872	915,087,522	1,227,312,489	1,548,480,787



3 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の全体像

(1) 障害者総合支援法に基づく事業の全体像

障害者総合支援法に基づくサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づく基準で実施する全国共通の事業で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。



(2) 児童福祉法に基づく事業の全体像

児童福祉法に基づく基準で実施する「障害児通所支援等」は、「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。



4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業のサービス内容

各事業のサービス内容と利用できる方は、次のとおりとなっています。

※「障害者」と表記されている場合は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を指します。

精神障害者には発達障害及び高次脳機能障害を含みます。

(1) 自立支援給付

ア 介護給付・訓練等給付

サービスと内容		利用できる方
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス） 居宅において、生活全般にわたる援助を行います。以下の種類に分けられます。 ①入浴、排泄、食事等を介助する身体介護 ②調理、洗濯、掃除等を支援する家事援助 ③居宅内での代読・代筆支援 ④病院や官公署へ行く際の移動介助を行う通院等介助 ⑤車両への乗降時に介助を行う通院等乗降介助	障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である障害者・障害児
	重度訪問介護 常時介護が必要な場合において、身体介護、家事援助及び外出介護を総合的にを行います。	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは重度の精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方 ※支援区分4以上
	重度障害者等包括支援 居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 ※支援区分6
	同行援護 移動に必要な情報の提供（外出先での代読、代筆を含む）、移動の援護等を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する者
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※支援区分3以上
日中活動系サービス	生活介護 通所施設において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 ※施設入所者は50歳未満支援区分4以上、50歳以上支援区分3以上 ※在宅等の方は50歳未満支援区分3以上、50歳以上支援区分2以上
	自立訓練（機能訓練） 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施します。	身体障害者
	自立訓練（生活訓練） 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行います。	知的障害者、精神障害者

サービスと内容		利用できる方
日中活動系サービス	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業での作業や実習を支援します。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 通所施設において、雇用契約に基づき就労し、作業を通して訓練を行います。	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上が図ることができる 65歳未満の障害者（ただし、65歳になる前5年間利用している場合は、65歳以降も利用が可能です）
	就労継続支援（B型） 通所施設において、雇用契約は結ばず、生産活動や作業を通して必要な訓練を行います。	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）
	就労定着支援 就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を実施します。	就労移行支援等を利用して一般就労をした障害者
	自立生活援助 一人暮らしに必要な生活力等を補うため、訪問等により日常生活上の課題を把握し、必要な支援を行います。	施設やグループホームを退所した障害者又は単身または家族等と同居しているが支援が見込めない障害者
	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※支援区分6 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 ※支援区分5以上
	短期入所（ショートステイ） 短期間の宿泊型の施設支援を行います。	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※支援区分1以上
居住系サービス	施設入所支援 施設入所者に夜間や休日における入浴、排泄、食事の介護を行います。	身体障害者、知的障害者であって、家庭内での介助が困難な方 ※50歳未満は支援区分4以上 ※50歳以上は支援区分3以上
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で、夜間や休日における相談や日常生活上の援助を行います。	障害者

イ 相談支援

サービスと内容		利用できる方
相談支援	計画相談支援 相談支援専門員が総合的な援助方針等を踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する全ての障害者
	地域移行支援 地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に長期入院等をしている精神障害者
	地域定着支援 安定した地域生活が送れるように夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	居宅で単身生活をしている障害者等

ウ 自立支援医療

サービスと内容		利用できる方
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療に関する公費負担制度です。①更生医療 ②育成医療 ③精神通院医療の3種類があります。	対象となる医療を受けている者※（一定所得以上の者を除く） ①18歳以上の身体障害者手帳所持者 ②18歳未満の児童 ③精神科病院等に通院している者

エ 補装具

サービスと内容		利用できる方
補装具	身体の欠損や身体機能を補完・代替する用具について交付または修理に要した費用の一部を支給します。 【補装具の種類】 ①視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ②補聴器、人工内耳（修理） ③義手、義足、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行補助杖（多点式）、歩行器、重度障害者用意思伝達装置 ④座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 ④肢体不自由障害児 で必要と認められる方、または、障害者総合支援法による対象難病患者

(2) 地域生活支援事業

ア 必須事業

サービスと内容		利用できる方
理解促進研修・啓発事業	市民まつりでの各障害者団体等の出店、障害者の写真展、障害者週間での障害者団体等の事業展示、障害者理解のためのシンポジウム等を開催します。	障害者及びその家族、一般市民等
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者団体への補助や障害者相談員による相談など、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者及びその家族、一般市民等
相談支援事業等	相談支援事業 総合相談窓口として、市担当者が日常生活や社会生活に関する相談に対応します。今後の障害者等のニーズの高まりに应运えていく必要があります。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターが中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、まほろば、PHARE、サポートセンター沼南へ相談支援事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等を行います。	障害者
障害者成年後見申立事業	①成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用を助成します。 ②成年後見制度法人後見支援事業 ・法人後見実施のための研修会の開催 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・法人後見の適正な活動のための支援	①身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者 ②法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

サービスと内容		利用できる方
手話奉仕員養成 研修事業	手話奉仕員として必要な技術等の習得のための養成研修を実施します。	聴覚障害者及び音声言語機能障害者との交流並びに広報活動の支援者として期待される方
意思疎通支援 事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者、要約筆記者等の支援者の派遣、手話通訳者の設置等により意思疎通支援を実施します。	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、 入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
※用具の詳細については「障害福祉の案内」をご参照ください。	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用拡大読書器	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭等、携帯用会話補助装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	居宅生活動作補助用具 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
移動支援事業	地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い物、余暇活動等）のための移動支援を行います。 （注：通院介助は訪問系サービスの居宅介護となります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知的障害者、精神障害者であって、単独での外出が困難な方
地域活動支援 センター機能 強化事業	地域活動支援センターⅠ型 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センターⅡ型 デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センターⅢ型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

イ 任意事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援事業	短時間の日帰り型の施設支援を行います。	緊急時や一時的に家族での介助が困難な障害者・障害児
訪問入浴サービス事業	家庭において簡易浴槽を利用して入浴サービスを行います。	家庭用の浴槽での入浴が困難な64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への音訳等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	①身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 ②障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

（３）障害児通所支援等

サービスと内容		利用できる方
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	未就学の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	学校に就学している障害児
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児

サービスと内容		利用できる方
居宅訪問型 児童発達支援	障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	重度の障害等により外出が著しく困難な 障害児
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際し、相談支援専門員が総合的な援助方針等を踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、障害児支援利用計画の作成や見直し等を行います。	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に 係る障害児の保護者

5 第6期障害福祉計画の実績と評価

各事業について、第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）における各サービス等の実績と策定時の見込みについて整理しました。各表の数値のうち、令和3年度及び令和4年度については実績値を記載しており、（ ）内は第6期障害福祉計画策定時の見込量を記載しています。令和5年度の実績値（利用時間、利用者数、事業費等）は、令和5年6月時点の見込みに基づいたものであり、最終的な実績値は令和5年度中に整理します。

また、各サービスの利用対象者については、**身**（身体障害者）、**視**（身体障害者のうち、視覚障害者）、**聴**（身体障害者のうち、聴覚障害者）、**知**（知的障害者）、**精**（精神障害者）、**発**（発達障害者）、**高次**（高次脳機能障害）、**難**（難病）、**失**（失語症）、**児**（障害児）のマークで表記しています。なお、**精**の表示には高次脳機能障害を含みます。

（1） 自立支援給付事業の実績

ア 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護 **身 知 精 発 難 児**、同行援護 **視**、行動援護 **知 精 発**）

居宅介護について、利用者数は増加傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響からサービス利用時間については年度によって増減があります。現在は収束に向かっていることから、令和5年度は増加を見込みました。

また、重度訪問介護については、夜間の見守りが必要な障害者の増加により利用者数が増加しています。利用者にとって生命に関わるサービスであることから、長時間の見守りが必要であり、サービス利用時間も増加し続けています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間【時間/月】	2,622 (2,416)	2,368 (2,496)	2,495 (2,576)
	利用者数【人/月】	158 (151)	166 (156)	175 (161)
重度訪問介護	利用時間【時間/月】	1,493 (487)	1,561 (587)	1,781 (687)
	利用者数【人/月】	6 (4)	6 (5)	8 (6)
同行援護	利用時間【時間/月】	398 (631)	460 (647)	471 (664)
	利用者数【人/月】	22 (38)	23 (39)	24 (40)
	市内事業所数	9	8	7

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用時間 【時間/月】	41 (44)	36 (44)	41 (44)
	利用者数 【人/月】	4 (4)	3 (4)	4 (4)
	市内事業所数	0	0	0

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

イ 日中活動系サービス 身知精難発児

令和3年度から令和4年度にかけて、全てのサービスにおいて増加傾向にあり、今後も利用ニーズは増加していく見通しです。特に就労系サービスの利用ニーズは高く、利用者、利用日数ともに著しく増加しています。一方で、自立訓練（機能訓練）については、市内及び近隣市においてもサービス提供事業者がないため、利用が伸びていません。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数 【日/月】	4,248 (4,291)	4,364 (4,567)	4,564 (4,843)
	利用者数 【人/月】	219 (228)	228 (247)	237 (266)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 【日/月】	0 (23)	0 (23)	23 (23)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	1 (1)
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	238 (243)	312 (258)	388 (273)
	利用者数 【人/月】	15 (16)	19 (17)	24 (18)
就労移行支援	利用日数 【日/月】	980 (1,083)	1,089 (1,172)	1,280 (1,261)
	利用者数 【人/月】	59 (63)	66 (70)	73 (77)
就労定着支援	利用者数 【人/月】	33 (43)	33 (63)	38 (63)
就労継続支援 A 型	利用日数 【日/月】	1,668 (1,273)	1,964 (1,368)	2,302 (1,463)
	利用者数 【人/月】	89 (67)	105 (72)	123 (77)
	市内事業所数	4 (3)	6 (3)	8 (3)
就労継続支援 B 型	利用日数 【日/月】	4,012 (3,476)	4,369 (3,599)	4,743 (3,722)
	利用者数 【人/月】	246 (204)	268 (212)	291 (219)
	市内事業所数	14 (15)	14 (16)	15 (17)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用日数 【日/月】	243 (248)	243 (248)	274 (248)
	利用者数 【人/月】	8 (8)	8 (8)	9 (8)
	関連施設数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
短期入所	利用日数 【日/月】	364 (493)	346 (504)	432 (515)
	利用者数 【人/月】	62 (88)	71 (90)	81 (92)
	市内事業所数	5 (3)	6 (3)	7 (3)

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

ウ 居住系サービス 身 知 精 発 難

共同生活援助（グループホーム）の利用者数については、本市の人口増加に伴う障害者数の増加や障害のある方の生活の場が地域社会に移行していることから、年々増加傾向にあります。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	49 (56)	47 (56)	49 (56)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	186 (158)	216 (173)	250 (188)
宿泊型自立訓練	利用者数 【人/月】	3 (3)	5 (3)	5 (3)
自立生活援助	利用者数 【人/月】	4 (11)	2 (11)	3 (12)

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

エ 相談支援 身 知 精 難 発 児

計画相談支援については、利用者数が年々増加傾向にあり、事業所の増加や相談しながらサービスを利用したいというニーズが要因として考えられます。

地域定着支援については、緊急時（24時間）に対応できる事業所がなく、利用者もいなかったことから0件となっています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 【人/月】	228 (240)	239 (268)	250 (296)
地域移行支援	利用者数 【人/月】	0 (1)	2 (1)	2 (1)
地域定着支援	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

オ 補装具費 身 難 児

補装具費については、新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛が求められたことなどから、令和3年度より申請件数は減少していますが、同感染症が収束に向かっていく情勢を踏まえると、令和5年度以降は増加する傾向となると考えられます。

給付種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
義肢	給付件数 【件/年】	9	17	17
装具	給付件数 【件/年】	65	72	69
補聴器	給付件数 【件/年】	60	67	72
車椅子	給付件数 【件/年】	73	42	59
その他補装具	給付件数 【件/年】	67	42	61
合計	給付件数 【件/年】	274	240	278

※第6期障害福祉計画では見込量の設定はありません。

カ 自立支援医療給付 （更生医療 身 ・育成医療 児）

更生医療は、血液透析等の対象者の増加により、利用者数が増加しています。また、育成医療の利用者数については、例年大きな増減はなく、ほぼ横ばいとなっています。

給付種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生医療	利用者数 【人/月】	202	217	233
育成医療	利用者数 【人/月】	19	16	18
合計	利用者数 【人/月】	221	233	251

※第6期障害福祉計画では見込量の設定はありません。

キ 自立支援給付事業費

自立支援給付事業費は、一部のサービスで減額があるものの、総額では増加し続けています。中でも共同生活援助（グループホーム）の増加は著しく、令和3年度から令和4年度の決算額が約1億516万円の増額となっており、前年比約123.4%の増加となっております。また、総額においても、令和3年度から令和4年度の決算額が約2億514万円の増額となっており、前年比約108.2%の増加となっております。

人口増加や制度の周知が進み、地域生活を考えるうえでサービスを利用するという選択肢が浸透してきたことなど、複数の要因が考えられます。

単位：円

サービス等種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	居宅介護	182,866,301	176,288,300	185,807,868
	重度訪問介護	58,211,017	58,076,743	71,670,887
	同行援護	14,918,925	16,824,580	18,368,560
	行動援護	2,785,639	2,657,346	3,429,749
	小計(訪問系サービス)	258,781,882	253,846,969	279,277,064
	生活介護	641,146,555	657,465,911	789,395,967
	自立訓練（機能訓練）	0	0	1,459,785
	自立訓練（生活訓練）	23,522,020	32,096,947	40,543,512
	就労移行支援	121,036,967	134,959,031	149,023,796
	就労継続支援 A 型	189,501,744	202,332,617	233,319,372
	就労継続支援 B 型	359,122,215	400,164,829	442,160,415
	就労定着支援	10,712,955	11,857,427	13,190,063
	療養介護	25,912,430	26,105,480	31,904,043
	短期入所	37,802,548	34,255,203	46,543,460
	自立生活援助	633,355	339,831	779,803
	小計(日中活動系サービス)	1,409,390,789	1,499,577,276	1,748,320,216
	施設入所支援	94,063,385	91,181,864	93,042,719
	共同生活援助	449,822,810	554,983,777	642,342,335
	宿泊型自立訓練	2,535,584	6,307,104	7,227,460
	小計(居宅系サービス)	546,421,779	652,472,745	742,612,514
	補装具	36,790,180	28,464,142	37,000,000
	自立支援医療	183,906,558	198,374,779	208,811,000
	計画相談支援	42,903,598	46,960,388	52,824,003
	地域移行支援	0	538,513	923,166
	地域定着支援	0	0	0
	補足給付費等	25,984,004	29,081,324	31,992,168
	小計(その他サービス等)	289,584,340	303,419,146	331,550,337
	自立支援給付費合計	2,504,178,790	2,709,316,136	3,101,760,131

(2) 地域生活支援事業の実績

【必須事業】

ア 相談支援事業 身 知 精 発 難 児

相談件数は年々増加しており、その相談内容も複合的な課題を含むなど、多様化・複雑化しています。また、８０５０問題に関連する相談も増加しており、他分野の関係機関との連携も求められています。

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
委託相談支援	利用者数 【人/年】	3,741	3,862	3,987
	事業所数 【箇所】	4 (4)	4 (4)	4 (4)

※（ ）内は第６期計画策定時の見込量

※委託相談支援の利用者数について、第６期障害福祉計画時と算出方法が異なるため見込量は掲載していません。

イ 成年後見制度利用促進事業 知 精 発 高次

成年後見制度市長申立てについて、申立件数は微増しています。また、報酬助成については、被後見人の資産状況の影響から助成件数にばらつきが見られますが、令和５年度から助成対象者を拡大し、市長申立て以外の後見人等の報酬助成を行うこととしたため、増加を見込んでいます。

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度市長申立て	申立件数 【件/年】	2 (3)	3 (4)	4 (5)
成年後見人等報酬助成	助成件数 【件/年】	8	5	10

※（ ）内は第６期計画策定時の見込量です。また、流山市成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図るため、成年後見人等報酬助成を追加しています。

ウ 意思疎通支援事業 身聴視知発高次失児

意思疎通支援事業は、令和５年度から新たに失語症者向け支援者の派遣制度を始めています。

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	１ (１)	１ (１)	２ (１)
	設置体制 【日/週】	週５日 (５)	週５日 (５)	週５日及び 週３日 (５)
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	１０ (１２)	１１ (１３)	１１ (１４)
	派遣件数 【件/年】	３４８ (３５０)	３５２ (３６０)	３６２ (３７０)
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	５ (６)	５ (７)	５ (８)
	派遣件数 【件/年】	１０１ (１２８)	９６ (１３２)	９９ (１３６)
失語症者向け支援者派遣	登録者数 【人/年】	－	－	１０
	派遣件数 【件/年】	－	－	３０

※（ ）内は第６期計画策定時の見込量

エ 日常生活用具給付事業 身知精難発児

日常生活用具の給付種別ごとの実績は、年度によって増減がありますが、ストマ用装具を含む排泄管理支援用具の給付は、対象者が増えたことにより年々増加傾向にあります。

給付種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	３ (４)	８ (４)	５ (４)
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	３１ (１８)	１５ (１８)	２０ (１８)
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	２６ (３０)	２２ (３０)	２４ (３０)
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	２４ (２３)	２５ (２３)	２５ (２３)
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	３,４９８ (３,３６８)	３,５７９ (３,５７９)	３,６６１ (３,７９０)
居宅生活動作補助用具	給付件数 【件/年】	２ (２)	３ (２)	２ (２)
合計	給付件数 【件/年】	３,５８４ (３,４４５)	３,６５２ (３,６５６)	３,７３７ (３,８６７)

※（ ）内は第６期計画策定時の見込量

オ 移動支援事業 身 知 精 発 難 児

新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛が求められたことなどから、令和3年度の実績は前年度より減少していますが、同感染症が収束に向かっていく情勢を踏まえると、今後は増加する傾向となると考えられます。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	事業所数 【箇所】	47 (52)	46 (54)	48 (56)
	利用者数 【人/年】	77 (95)	85 (99)	94 (103)
	利用時間 【時間/年】	6,171 (7,375)	7,118 (7,686)	8,210 (7,996)

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

カ 地域活動支援センター機能強化事業 身 知 精 発 難 児

I型の利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少傾向にありましたが、現在は、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

II型の利用者数についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控える方がいたため、利用者数が落ち込みましたが、徐々に回復傾向にあります。

III型については、市外の事業所も含んでおり、市内の事業所数は1箇所となります。利用者数については、市外の事業所に通う方が新たに発生しているものの、市内の事業所に通う方が退所していることから、全体の人数としては変動していません。

給付種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地域活動支援センターⅠ型	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		利用者数 【人/年】	67 (82)	76 (82)	82 (82)
	地域活動支援センターⅡ型	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		利用者数 【人/年】	25 (30)	22 (30)	24 (30)
	地域活動支援センターⅢ型	事業所数 【箇所】	4 (3)	6 (3)	6 (3)
		利用者数 【人/年】	24 (24)	24 (24)	24 (24)
合計		事業所数 【箇所】	6 (5)	8 (5)	8 (5)
		利用者数 【人/年】	116 (136)	122 (136)	130 (136)

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

【任意事業】

キ 日中一時支援事業 身 知 精 発 難 児

近年の人口増加に伴う障害者数の増加により、利用者は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛が求められたことや事業者のサービス提供の縮小などから、令和3年度の実績は前年度より減少しています。同感染症が収束に向かっていく情勢を踏まえると、今後は増加する傾向となると考えられます。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	事業所数 【箇所】	30 (30)	30 (31)	32 (32)
	利用者数 【人/年】	149 (230)	156 (240)	163 (250)

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

ク 訪問入浴サービス事業 身 難 児

令和5年度から、障害児に関して中学生以上を対象とする要件をなくしたことから、利用者数は微増しています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	3 (2)	3 (2)	5 (2)
	利用者数 【人/年】	10 (10)	9 (10)	12 (10)

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

ケ 知的障害者職親委託制度 知

平成30年度末で利用者が就労継続支援B型に移行したため、令和元年度以降の利用実績はありません。現在は就労機会が拡大しているため、今後も利用の見込みはありません。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者職親委託制度	事業所数 【箇所】	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	利用者数 【人/年】	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

- コ 自動車運転免許取得・改造費助成事業（自動車運転免許取得^身知、自動車改造費助成^身）
年度ごとに利用者の増減があり、年間４～５件で推移しています。

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	４ (３)	５ (３)	５ (３)

※（ ）内は第６期計画策定時の見込量

サ 点字・声の広報等提供事業 ^視

点字・声の広報等提供事業は、ボランティア団体に作成いただいた点訳広報や音訳広報を視覚障害者に提供するものであり、利用者数は横ばいとなっています。

サービス種別	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
点字・声の広報等提供 事業	点字利用者 【人/年】	４ (４)	４ (５)	４ (６)
	声の広報利用者 【人/年】	１７ (２３)	１７ (２５)	１７ (２７)
	広報発行回数 【回/年】	３７ (３７)	３７ (３７)	３７ (３７)

※（ ）内は第６期計画策定時の見込量

シ 地域生活支援事業費

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、移動支援や日中一時支援などは令和３年度以前より減少傾向となっていました。その他サービスは年々増加傾向にあります。令和３年度から令和４年度にかけての増加率は約１０８．２％となっており、令和５年度以降も増加を見込んでいます。

単位：円

給付種別	令和３年度	令和４年度	令和５年度
委託相談支援	22,015,000	31,713,000	38,213,000
日常生活用具	37,153,351	38,441,336	40,883,585
移動支援	16,424,194	17,491,934	19,514,565
地域活動支援センター	26,144,627	26,670,202	27,181,955
日中一時支援	27,044,479	26,318,937	29,000,000
訪問入浴サービス	9,275,000	8,387,500	10,950,000
知的障害者職親委託制度	0	0	0
自動車運転免許取得・改造費助成事業	40,000	409,700	400,000
合計	138,096,651	149,432,609	166,143,105

6 第2期障害児福祉計画の実績と評価

(1) 障害児通所支援等の実績

ア 障害児通所支援等 児

年少人口の増加や、障害に対する保護者の理解が深まっていることなどから、障害児通所サービスの利用者は年々増加しています。今後も人口増加が見込まれるため、令和5年度の数値についても増加を見込みました。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数 【日/月】	3,556 (2,739)	4,460 (3,119)	5,593 (3,499)
	利用者数 【人/月】	345 (249)	435 (284)	509 (318)
医療型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (1)	0 (1)	5 (1)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	1 (1)
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (3)	0 (3)	0 (3)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	4,728 (4,023)	5,513 (4,491)	6,428 (4,959)
	利用者数 【人/月】	375 (309)	455 (345)	514 (381)
	市内事業所	31 (25)	35 (26)	37 (27)
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	28 (24)	73 (28)	120 (36)
	利用者数 【人/月】	17 (12)	39 (14)	60 (18)
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	130 (130)	159 (160)	189 (200)
	市内事業所	13 (11)	13 (12)	14 (13)

※ () 内は第2期計画策定時の見込量

イ 障害児通所給付費

子育て世代の流入により、年少人口は増加傾向にあります。それに伴って、障害児通所給付費も年々増加しています。令和3年度から令和4年度にかけての増加率は126%を超えており、今後も増加することが予想されます。

単位：円

給付種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	606,137,568	773,858,194	905,414,086
医療型児童発達支援	0	0	73,145
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	590,263,263	728,923,137	983,317,311
保育所等訪問支援	4,815,325	13,905,553	21,386,740
障害児相談支援等	25,965,475	31,789,445	46,009,092
合計	1,227,181,631	1,548,476,329	1,956,200,374

(2) 流山市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助 身知精発難児

医療的ケアを常時必要とする在宅の障害児等の通所先を確保するため、児童発達支援、放課後等デイサービスまたは日中一時支援事業を実施する事業所が、看護師等による医療的ケアを実施した際に、看護師等に係る人件費の一部を補助するものです。

令和3年度に障害児通所支援等の報酬改定が行われ、医療的ケア児に関する報酬体系が創設されたことから、申請する事業所がありませんでした。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害児等通所事業所 特別支援事業補助	事業所数 【箇所】	0 (2)	0 (2)	0 (3)

7 利用者負担の軽減策の実績

ア 複数サービスの負担軽減 身知精発難児

複数サービスの負担軽減は、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具等）及び地域生活支援事業（日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等）のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定

し負担軽減を図るものです。令和4年度の実績値については、令和5年度の処理としたため、令和5年度の実績が大きくなっています。平均すると大きな変化はありませんでした。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	49 (76)	0 (86)	92 (96)
	事業費 【円】	619,351	0	1,240,000

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

イ グループホーム等入居者家賃補助 身 知 精 発 難

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃の一部を補助するもので、2分の1に相当する額について、月額2万5千円を限度として助成するものです。グループホーム入居者は、地域移行や自立を希望する障害者の増大により増加傾向にあり、事業費も伸びています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流山市グループホーム等 家賃補助	利用者数 【人/年】	143 (135)	153 (148)	163 (161)
	事業費 【円】	20,978,403	23,529,177	24,509,169

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

ウ 障害者支援施設等通所交通費助成 身 知 精 発 難

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。令和5年度からは助成対象施設を拡大し、現行の就労支援事業所に加え、生活介護事業所及び自立訓練事業所を対象としたこともあり、利用者数は年々増加しています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流山市障害者支援施設等 通所交通費助成	利用件数 【件/年】	463 (483)	482 (527)	723 (571)
	事業費 【円】	7,792,220	8,383,250	12,574,875

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

エ 障害者等就労支援施設利用者負担金助成 身知精発難

就労支援施設を利用する障害者等の施設利用料を助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るとともに、障害者等の社会参加の促進及び自立を図るもので、近隣市の中では本市独自の制度になります。助成対象は、本人が課税の場合に限られるため、利用者は限定的ですが、障害者等の就労意欲の向上や復職を希望する障害者の増加により利用者数が増加しています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流山市障害者等就労支援施設 利用者負担金助成	利用者数 【人/年】	47 (54)	71 (59)	88 (64)
	事業費 【円】	3,497,312	4,843,544	6,000,000

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 身知精

重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。助成額については、令和3年度から増加傾向にあります。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者医療費 及び 特定疾病者医療費助成	利用件数 【件/年】	20,248 (21,262)	19,984 (21,279)	20,835 (21,296)
	事業費 【円】	248,606,632	251,908,612	262,631,000

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

カ 精神障害者入院医療費助成 精発

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額について、月額1万円を限度として助成するものです。助成件数、助成額ともに、令和3年度から増加傾向にあります。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者入院医療費助成	利用件数 【件/年】	93 (256)	115 (256)	139 (256)
	事業費 【円】	802,300	914,900	1,104,000

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

キ 在宅障害者一時介護料助成 身 知 精 発 児

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に介護人に委託した場合の介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、件数、助成額ともに落ち込みましたが、近年は増加傾向にあります。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅障害者一時介護料助成	利用件数 【件/年】	184 (338)	197 (338)	211 (338)
	事業費 【円】	958,200	1,022,500	1,094,000

※ () 内は第6期計画策定時の見込量

ク 障害者住宅改造助成事業 身

在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合の費用の一部を助成するものです。年度ごとに利用者の増減があり、年間1～3件で推移しています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	1 (1)	3 (1)	2 (1)
	事業費 【円】	248,000	388,000	318,000

※ () 内は第6期計画策定時の見込量

ケ 福祉タクシー利用補助 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。利用者数、助成額ともに、近年はほぼ横ばいとなっています。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,300 (1,396)	1,263 (1,489)	1,485 (1,582)
	事業費 【円】	20,900,930	21,108,130	23,880,000

※ () 内は第6期計画策定時の見込量

コ 重度障害者自動車燃料費助成 身知精

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。利用者数、助成額ともに、近年は微増傾向にあります。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,341 (1,281)	1,353 (1,281)	1,365 (1,281)
	事業費 【円】	14,014,400	14,086,450	14,267.000

※（ ）内は第6期計画策定時の見込量

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 国の基本指針に基づく成果目標

国の基本指針では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画等において、サービスの提供体制の確保に係る方向性を示しています。これを踏まえ本市における成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末における地域生活へ移行する者の目標値を以下のとおり設定します。

【国の基本指針】

- 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の5%以上を削減

【本市の目標】

項目	令和4年度末時点の 施設入所者数	令和8年度末の 地域生活移行者数	割合
施設入所者の地域生活への移行	47人	3人	6.4%

項目	令和4年度末時点の 施設入所者数	令和8年度末の 目標値	削減人数	割合
施設入所者数の削減	47人	44人	3人	6.4%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助けあい、普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりが必要です。そのため、現在、流山市地域自立支援協議会地域生活支援部会において、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置に向けた関係機関による協議を行っており、今後設置する協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための取組を推進します。

【国の基本指針】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者ごとの参加者数、目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）の利用者数

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項 目			単位	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場	開催回数		回／年	2
	参加者数	保健	人／回	1
		医療 (精神科)		1
		医療 (精神科以外)		1
		福祉		2
		介護		1
		当事者		1
		家族		1
	目標設定及び評価		回／年	1

○精神障害者の地域移行支援等

項 目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人／月	3	4	5
精神障害者の地域定着支援	人／月	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人／月	121	135	150
精神障害者の自立生活援助	人／月	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人／月	23	24	26

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 令和8年度までの間に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況の検証及び検討する。
- 強度行動障害を有する障害者の状況及び支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

項 目	令和8年度末	備考
地域生活支援拠点等の整備	整備済	※1
コーディネーターの配置	1名	西深井地域生活支援センターすみれに配置
障害福祉サービス事業所等における担当者の配置	—	事業所の体制を踏まえ協議していきます。
緊急時の連絡体制の構築	構築済	相談支援事業所ところに配置
運用状況の検証及び検討	年1回	流山市地域自立支援協議会において実施
強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備	—	基幹相談支援センター及び委託相談支援事業者と検討していきます。

※1 本市では面的整備としており、基幹相談支援センターである西深井地域生活支援センターすみれ、委託相談支援事業所である相談支援センターまほろば、相談支援事業所 PHARE 及び緊急時コーディネーターの相談支援事業所ところによる連携体制としています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を以下のとおり設定します。

【国の基本指針】

- 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上
- 就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上
- 就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上
- 就労移行支援事業終了者に占める一般就労した者の割合が5割以上の事業所数を全体の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者について、令和3年度実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

項 目	令和3年度実績	令和8年度末	増加率
福祉施設から一般就労への移行者数	41	58	1.41 倍
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	41	54	1.31 倍
就労継続支援A型事業からの移行者数	0	2	—
就労継続支援B型事業からの移行者数	0	2	—
就労移行支援事業終了者に占める一般就労した者の割合が5割以上の事業所数	0	3	
就労定着支援事業の利用者数	33	47	1.42 倍
就労定着支援事業の就労定着率 7割以上の事業所数	—	1	

（５）障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和8年度末における目標値を以下のとおり設定します。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。
- 令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項 目	令和8年度末	備考
児童発達支援センターの設置数	2 か所	※1
保育所等訪問支援事業が活用できる体制の構築	構築済	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	2 か所	※2
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	2 か所	※2
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場	設置済	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1 人	※3

- ※1 令和5年度末時点においては、流山市立児童発達支援センターの1か所
- ※2 令和5年度末時点においては、一般社団法人和音の1か所
- ※3 令和5年度末時点においては、基幹相談支援センター（西深井地域生活支援センターすみれ）に配置

（6）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化等するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するため、以下のとおり目標値を設定します。

【国の基本指針】

- 基幹相談支援センターの設置有無
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み
- 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込み

○基幹相談支援センター（西深井地域生活支援センターすみれ）

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
基幹相談支援センターの設置	1か所	1か所	1か所	設置済
地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	14	14	14	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2	2	2	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3	3	3	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4	4	4	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	2	

○地域づくりに向けた協議会の体制確保

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討 実施回数	1	2	2
参加事業者・機関数	5	5	5
専門部会の設置数	5	5	5
専門部会の実施回数	25	25	25

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するため、以下のとおり目標設定します。

【国の基本指針】

- 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数の見込み
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の活用、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る 研修等への市職員の参加人数	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等による 審査結果の活用、事業所等と共有する体制の 有無と実施回数	1	1	1
	有	有	有

(8) 発達障害者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築するため、以下のとおり目標設定します。

【国の基本指針】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング等の受講者数及び実施者数	受講者数	0 名	10 名	10 名
	実施者数	—	1 か所	1 か所
ペアレントメンターの人数		市内の発達障害者等のニーズを把握し、実施について検討していきます。		
ピアサポートの活動への参加人数				

2 第7期障害福祉計画における各サービスの見込量と確保の方策

第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）における各サービス等の利用時間、利用者数等の見込量を算出しました。算出にあたっては、第6期障害福祉計画の実績及び見込値を分析し、実績値の推移を検証しています。

さらに、「令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」について、県が人口に応じ算出した38人を勘案の上、各サービス等の必要な見込量及び確保の方策を定めています。

また、各サービスの利用対象者については、**身**（身体障害者）、**視**（身体障害者のうち、視覚障害者）、**聴**（身体障害者のうち、聴覚障害者）、**知**（知的障害者）、**精**（精神障害者）、**発**（発達障害者）、**高次**（高次脳機能障害）、**難**（難病）、**失**（失語症）、**児**（障害児）のマークで表記しています。なお、**精**の表示には高次脳機能障害を含みます。

また、サービス利用者数の見込量のうち（ ）内の数値は、強度行動障害や高次脳機能障害のある方や医療的ケアを必要とする方等の重度障害者（以下「重度障害者」といいます。）の人数を示したものになります。

（1） 自立支援給付事業

ア 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護 **身 知 精 発 難 児**、同行援護 **視**、行動援護 **知 精 発**）

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間【時間/月】	2,960	3,120	3,280
	利用者数【人/月】	185	195	205
重度訪問介護	利用時間【時間/月】	1,933	2,174	2,416
	利用者数【人/月】	8	9	10
同行援護	利用時間【時間/月】	500	520	540
	利用者数【人/月】	25	26	27
	市内事業所数	8	9	10
行動援護	利用時間【時間/月】	43	43	43
	利用者数【人/月】	4	4	4
	市内事業所数	0	0	1

【見込量確保の方策】

○地域生活を送るために、訪問系サービスの利用者は増加しています。しかしながら、事業者のヘルパー不足が懸念されており、支給量を確保するためには人材確保が必要です。福祉の仕事について知る機会を設け、新規人材の獲得を図るとともに、離職防止に向けた施策をサービス提供事業者等と協議し、実施していきます。

○より必要性の高い利用者にサービスを届けられるようにするために、相談支援専門員やサービス提供事業者と連携し、サービス支給量が目的に沿っているか、サービス利用が適切にできているかといったチェック機能を高めていきます。

○同行援護及び行動援護について、市内にサービス提供できる事業者が少ないため、研修等の周知を図るほか、介護保険事業者を含め、市内事業者のサービス提供体制の整備について働きかけを行います。

イ 日中活動系サービス 身 知 精 難 発 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数【日/月】	4,733	4,906	5,079
	利用者数【人/月】	246 (12)	255 (14)	264 (16)
	市内事業所数	7	8	9
自立訓練 (機能訓練)	利用日数【日/月】	23	23	23
	利用者数【人/月】	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数【日/月】	412	444	476
	利用者数【人/月】	26	28	30
	市内事業所数	2	2	3
就労選択支援	利用者数【人/月】	-	3	6
就労移行支援	利用日数【日/月】	1,319	1,404	1,488
	利用者数【人/月】	78	83	88
	市内事業所数	4	4	5
就労定着支援	利用者数【人/月】	39	43	47
	市内事業所数	2	2	2
就労継続支援A型	利用日数【日/月】	2,714	3,110	3,506
	利用者数【人/月】	144	165	186
	市内事業所数	7	7	7

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	利用日数 【日/月】	5,346	5,905	6,464
	利用者数 【人/月】	325	359	393
	市内事業所数	15	16	17
療養介護	利用日数 【日/月】	274	274	274
	利用者数 【人/月】	9	9	9
	関連施設数	1	1	1
短期入所（福祉型）	利用日数 【日/月】	479	527	575
	利用者数 【人/月】	90 (6)	99 (7)	108 (8)
	市内事業所数	7	8	8
短期入所（医療型）	利用日数 【日/月】	10	11	11
	利用者数 【人/月】	3 (3)	3 (3)	3 (3)

【見込量確保の方策】

○日中活動系サービスは、地域生活を送る上で重要な要素のひとつです。流山市地域自立支援協議会等を通じ、ニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や施策を検討します。また、利用者に対し、必要かつ十分な支援が提供できるよう、支援の質の向上等に向けた研修等を行います。

○生活介護や短期入所については、強度行動障害がある障害者や医療的ケアが必要な障害者といった重度障害者に対応できる事業所が不足しています。市内事業者に事業展開について働きかけるとともに、新規開設にあたっては重度障害者の受け入れについて協議し、市内におけるサービス提供体制の整備を図ります。

○就労移行支援や就労継続支援の一般就労への移行者数や就労定着率について、流山市地域自立支援協議会就労支援部会における意見聴取や障害者就業・生活支援センター、流山市就労支援センター及び企業等との連携により向上を目指します。

○就労選択支援は新しく創設されるサービスです。特別支援学校等の卒業者を中心に適切なサービスが選択できるよう就労アセスメントを活用し円滑なサービス提供に努めます。

○就労継続支援A型については、就労支援におけるサービス提供内容の適正化や支援の質の向上等に向けた取組を進めます。

○就労継続支援B型について、特別支援学校等の卒業後の進路として希望する障害者も多く、希望する進路が選択できるよう、重度障害者の受入れ体制を含め、事業所増加に向け働きかけていきます。また、障害者優先調達推進法について庁内の周知を継続し、工賃向上を目指します。

ウ 居住系サービス 身 知 精 発 難

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	48	47	44
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	286 (6)	322 (7)	358 (8)
	市内事業所数 (日中サービス支援型)	4	5	6
	市内事業所数 (上記以外)	16	17	18
宿泊型自立訓練	利用者数 【人/月】	5	5	5
自立生活援助	利用者数 【人/月】	3	3	3

【見込量確保の方策】

○福祉施設入所者に対し、自立生活援助や地域定着支援、自立訓練等の福祉サービスを活用することで、入所等から地域生活への移行を推進します。

○市内の障害者数の増加が著しく、それに伴ってグループホームを希望している障害者が増加しており、特に知的障害者に対応したグループホームが不足していることが課題となっています。重度障害者の受入れ体制を含めて、市内グループホームの支援体制の実態を把握するとともに、グループホームの整備を予定する事業者を支援することで、見込量を確保していきます。

○視覚障害、聴覚障害や身体障害など、障害特性に応じたグループホームの整備を検討していきます。

エ 相談支援 身 知 精 難 発 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 【人/月】	263	276	289
	市内事業所数	15	16	17
地域移行支援	利用者数 【人/月】	3	4	5
	市内事業所数	3	3	3
地域定着支援	利用者数 【人/月】	1	2	2
	市内事業所数	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 障害福祉サービス受給者の増加が続いており、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所及び相談支援専門員の数には足りていません。適切なサービス利用を行うためにも、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の増加に向け、報酬費用の上乗せに関する補助制度の創設等、安定した運営の確保や人員確保について取組み、相談支援の担い手の確保に努めます。
- 多様な相談に対応できるよう、流山市地域自立支援協議会相談支援部会や計画事業所連絡会を中心に研修等を行うことで相談支援専門員の質の向上を図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。

（２）地域生活支援事業

必須事業

ア 相談支援事業 身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
委託相談支援	利用者数 【人/年】	5,345	6,681	7,601
	事業所数 【箇所】	4	4	5

【見込量確保の方策】

- 障害者等の相談内容は複雑化・多様化しており、他分野を含めた重層的な相談支援体制や制度横断的な支援が求められています。その課題に対応するためには、地域の相談支援体制の強化が必要です。総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の強化を図ります。
- 障害者数の増加を踏まえ、地域ごとに、より身近な相談窓口を整備するため、相談支援事業者の地区割りの見直しや委託事業者数の増加を検討し、市、基幹相談支援センター及び委託相談事業者の役割について重層的な支援体制がとれるよう協議していきます。
- 地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、基幹相談支援センター及び委託相談事業者と連携し、相談支援体制の強化に努めます。また、他分野の関係機関及び多職種の連携のためのネットワーク構築を図ります。
- 障害者の権利擁護、虐待防止対策の推進を図る観点から、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業者と協力し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持って障害者等及び養護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発見を目指します。

イ 成年後見制度利用促進事業 知 精 発 高次

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度市長申立て	申立件数 【件/年】	5	5	5
成年後見人等報酬助成	助成件数 【件/年】	18	19	20

【見込量確保の方策】

○成年後見人等への報酬を支払うことが困難な障害者に対して報酬費用の助成を行い、障害者の権利擁護が図られるよう財源の確保に努めます。

○流山市地域自立支援協議会権利擁護部会において、任意後見制度を含めた成年後見制度に関する講演会の実施等を通じた普及啓発活動を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

○流山市成年後見推進センターと連携し、成年後見等の権利擁護支援が必要な人が、早期の段階から相談につながるよう支援するとともに、各関係機関が連携する地域連携ネットワークを構築していきます。また、既存の相談支援機関の機能を活かしながら、円滑な連携を図ることができるよう体制の整備を進めていきます。

○成年後見制度利用促進については、流山市成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図り、高齢者支援課と連携して取り組みます。

ウ 意思疎通支援事業 身 聴 視 知 発 高次 失 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	2	2	2
	設置体制 【日/週】	週5日及び 週3日	週5日及び 週3日	週5日及び 週3日
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	12	12	13
	派遣件数 【件/年】	380	390	400
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	6	6	7
	派遣件数 【件/年】	110	120	130
失語症者向け支援者派遣	登録者数 【人/年】	15	15	16
	派遣件数 【件/年】	40	50	60

【見込量確保の方策】

○手話通訳者及び要約筆記者の登録者数については、これらの資格を取得するために要する費用の一部を助成するなどし、引き続き増員を目指していきます。

○令和5年度から始めた失語症者向け支援事業については、その担い手を確保するべく、制度周知に取り組んでいくとともに、当事者にも派遣制度を活用してもらうよう、丁寧に進めていきます。

エ 日常生活用具給付事業 身 知 精 難 発 児

給付種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	22	22	22
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	24	24	24
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	25	25	25
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	3,745	3,831	3,918
居宅生活動作補助用具	給付件数 【件/年】	2	2	2
合計	給付件数 【件/年】	3,823	3,909	3,996

【見込量確保の方策】

- 日常生活用具の利用希望者に対して、「市ホームページ」や「障害福祉の案内」等を活用し、わかりやすい情報提供を行うとともに、他市の動向等の情報収集に努め、技術の進歩等による日常生活用具の機能向上等を考慮し、給付対象とする日常生活用具の見直しを図ります。
- 排泄管理支援用具は、直腸機能障害、膀胱機能障害等の内部機能障害者の増加に伴い、継続して増加傾向にあるので、今後も十分な支給量の確保に努めます。

オ 移動支援事業 身知精発難児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	利用者数 【人/年】	104	115	127
	利用時間 【時間/年】	9,083	10,044	11,092
	事業所数 【箇所】	48	48	48

【見込量確保の方策】

○移動支援事業は、一人での外出が困難な障害者等にとって必要不可欠な事業であり、サービス提供事業者に対して、移動時の介助に必要な知識や技能を習得したガイドヘルパーの養成のための研修等を周知し、移動支援事業者の拡充を図ります。また、利用を希望する障害者に対して、わかりやすい情報提供等を行うことで、広く周知することに努めます。

○今後、利用を希望する障害者のニーズ等を把握しながら、視覚障害を対象に加えるとともに、通学及び通所の移動手段として利用できる体制整備を目指します。

カ 地域活動支援センター機能強化事業 身知精発難児

給付種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数 【箇所】	1	1	1
	利用者数 【人/年】	90	90	90
地域活動支援センターⅡ型	事業所数 【箇所】	1	1	1
	利用者数 【人/年】	25	25	25
地域活動支援センターⅢ型	事業所数 【箇所】	6	6	6
	利用者数 【人/年】	25	25	25
合計	事業所数 【箇所】	8	8	8
	利用者数 【人/年】	140	140	140

【見込量確保の方策】

○地域活動支援センター事業については、当該センターが障害者等の地域における交流の場、憩いの場として機能するよう、補助金の交付等を通じて各事業所と連携し、体制強化を目指します。

任意事業

キ 日中一時支援事業 身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	事業所数 【箇所】	32	32	32
	利用者数 【人/年】	170	178	186

【見込量確保の方策】

○施設入所者の地域生活への移行が進められる中で、障害者等の日中活動の場は非常に重要であり、日中一時支援事業所と協議しながら、報酬単価の見直しを検討し、運営の安定化を図るとともに、必要な支給量の確保に努めます。

○年齢や障害特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めるとともに、サービス提供内容の適正化や支援の質の向上等に向けた取組を進めます。

ク 訪問入浴サービス事業 身 難 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	5	5	5
	利用者数 【人/年】	13	14	15

【見込量確保の方策】

○令和5年度より利用対象者を拡大したことで、令和6年度以降の利用者数の微増を見込んでいます。引き続き必要な支給量を確保できるよう努めます。

ケ 自動車運転免許取得・改造費助成事業（自動車運転免許取得 身 知 ・自動車改造費助成 身）

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	5	5	5

【見込量確保の方策】

○毎年度、同等数の利用があり、引き続き必要な支給量を確保していきます。

コ 点字・声の広報等提供事業 視 見

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等提供事業	点字利用者 【人/年】	4	4	4
	声の広報利用者 【人/年】	20	21	22
	広報発行回数 【回/年】	37	37	37

【見込量確保の方策】

○点訳、音訳について周知し、支援員の養成等も含めて、ボランティア団体と連携しながら、引き続き事業を継続していきます。

○市ホームページ上での音声版広報の掲載について、検討していきます。

3 第3期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方策

第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）における各サービス等の利用日数、利用者数等の見込量を算出しました。算出にあたっては、第2期障害児福祉計画の実績及び見込値を分析し、実績値の推移を検証しています。

また、サービス利用者数の見込量のうち（ ）内の数値は、医療的ケア児や重症心身障害児の人数を示したものになります。

（1）障害児通所支援等 児

ア 児童発達支援 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数【日/月】	6,298	6,998	7,698
	利用者数【人/月】	624 (12)	693 (13)	762 (14)
	市内事業所数	38	39	40
居宅訪問型児童発達支援	利用日数【日/月】	3	3	3
	利用者数【人/月】	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 障害児等の著しい増加に伴い、サービス利用者やサービス提供事業者も増加しています。市や民間事業者が運営する児童発達支援センターが中心となり、市内事業者と連携を取りながら、必要なサービス支給量の確保に努めます。
- さまざまな特性に対応するため、児童通所連絡協議会や流山市地域自立支援協議会こども部会を中心に行う研修等により支援の質の向上を図ります。
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置することにより、医療的ケア児とその家族のニーズを把握しながら、必要なサービス支給量の確保に努めます。
- 児童発達支援センター等と連携し、重症心身障害児及び医療的ケア児など、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が困難な障害児を把握し、必要なサービスを提供できるよう努めます。
- 支援内容に特色のある事業所、特に0～2歳までの早期療育が受けられる事業所ができるよう、市内外の事業所に働きかけをいたします。

イ 放課後等デイサービス 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	7,144	7,860	8,576
	利用者数 【人/月】	571 (18)	628 (19)	685 (21)
	市内事業所数	38	40	42

【見込量確保の方策】

○放課後等デイサービス利用者は、子育て世代の人口増加に伴い、継続して著しく増加しています。今後も増加が見込まれることから、既存の事業者とサービス提供体制について協議しながら、併せて新たな事業者を呼び込むなど、必要なサービス支給量の確保に努めます。

○児童発達支援センターや医療的ケア児コーディネーターと連携し、重症心身障害児及び医療的ケア児に対しても、サービスが受けられるよう放課後等デイサービス事業者と協議し、体制の確保を図ります。

○さまざまな特性に対応するため、児童通所連絡協議会や流山市地域自立支援協議会こども部会を中心に行う研修等により支援の質の向上を図ります。

ウ 保育所等訪問支援 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	143	166	189
	利用者数 【人/月】	71	83	94
	市内事業所数	12	13	14

【見込量確保の方策】

○子育て世代の人口増加に伴い、当該事業の利用者数も増加傾向にあります。教育委員会等の関係機関と協議し、それぞれが所管する施設に対して、当該事業の趣旨を理解してもらい、必要なサービスが提供できる体制を確保していきます。

エ 障害児相談支援 児

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	256	303	370
	市内事業所数	15	16	17

【見込量確保の方策】

○障害児やその家族の状況を把握し、必要な情報提供やサービス提供事業者との連絡調整を行うなど、利用者にとって非常に有用な事業であることから、報酬費用の上乗せに関する補助制度の創設を含め、障害児相談支援事業者の安定した運営の確保や人員確保について取組み、市内の障害児通所支援等事業者に対して、障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、相談支援体制の確保に努めます。

○児童発達支援センターつばさにおける相談支援専門員の増員を図り、障害児が適切なサービスを利用できるよう障害児支援利用計画の作成を促進します。

○多様な相談に対応できるよう、流山市地域自立支援協議会相談支援部会及びこども部会や計画事業所連絡会を中心に研修等を行うことで相談支援専門員の質の向上を図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(2) 流山市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害児等通所事業所 特別支援事業補助	事業所数 【箇所】	1	2	2

【見込量確保の方策】

○医療的ケアが必要な障害児の通所先として、必要な支援体制が確保できるよう、サービス提供事業者と連携していきます。

(3) 障害児の子ども・子育て支援等の利用と提供体制

サービス種別	令和8年度末における 見込数
保育所等における障害児の受入れ人数	457 人 (5 人)
幼稚園（認定こども園を含む）における障害児の受入れ人数	84 人 (0 人)
放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児の受入れ人数	75 人 (1 人)

※（ ）は医療的ケア児の人数

【見込量確保の方策】

- 障害のある児童が保育所等で安心して過ごせるよう、補助等の支援を検討していきます。
- 放課後児童クラブについて、障害のある児童や医療的ケア児を受入れる際に、加配職員の数に応じた補助金を交付することで、障害児の受入体制の整備に努めます。
- 障害のある児童が保育所等での集団生活に適應できるよう、保育所等訪問支援サービスの導入を進めます。また、自立支援協議会こども部会において、円滑なサービス提供に向けて協議し、保育所等訪問支援事業所、保育所等、教育委員会や放課後児童クラブ等の関係機関の連携強化を図ります。

4 利用者負担の軽減策の見込量

ア 複数サービスの負担軽減 身 知 精 発 難 児 市単独

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	47	47	47

【見込量確保の方策】

○多様なサービスの普及により、複数のサービスを利用する障害者等の利用負担を軽減するため、制度の周知を進めるとともに、必要な財源の確保に努めます。

イ グループホーム等入居者家賃補助 身 知 精 発 難

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
流山市グループホーム等 家賃補助	利用者数 【人/年】	173	183	193

【見込量確保の方策】

○グループホーム利用者は増加しており、補助対象者も増加傾向にあります。今後も「親亡き後」に備えたグループホームの利用者は増加が見込まれます。今後も利用者の負担を軽減できるよう必要な財源の確保に努めます。

ウ 障害者支援施設等通所交通費助成 身 知 精 発 難 市単独

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
流山市障害者支援施設等 通所交通費助成	利用件数 【件/年】	774	828	886

【見込量確保の方策】

○令和5年度から助成対象施設を拡大し、今後も通所する障害者は増加していくことが見込まれるため、必要な支給量の確保に努めていきます。

工 障害者等就労支援施設利用者負担金助成 身 知 精 発 難 市単独

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
流山市障害者等就労支援施設 利用者負担金助成	利用者数 【人/年】	73	74	75

【見込量確保の方策】

○利用者負担のある就労支援施設利用者は約9%で推移しており、全体の利用者が増えていることから、助成対象者も増加していくと考えられます。対象者への制度の周知を図り、引き続き利用者負担の軽減を行うとともに就労意欲の向上に繋げていきます。

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 身 知 精

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者医療費 及び 特定疾病者医療費助成	利用件数 【件/年】	20,835	20,835	20,835

【見込量確保の方策】

○これまでの実績において、年度によって増減が見られるため、今後の傾向が予測できないことから、令和5年度見込みと同値としています。医療費の助成は障害者の健康に直結するものであることから、引き続き財源の確保に努めていきます。

カ 精神障害者入院医療費助成 精 発 市単独

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者入院医療費助成	利用者数 【人/年】	140	140	140

【見込量確保の方策】

○精神障害者入院費対象者は、10人前後で推移しています。本助成は、精神障害者の治療に必要なサービスであることから、引き続き支給量の確保に努めます。

キ 在宅障害者一時介護料助成 身 知 精 発 児 市単独

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅障害者一時介護料助成	利用者数 【人/年】	220	230	240

【見込量確保の方策】

○新型コロナウイルス感染症と考えられる影響により、一時期減少傾向にありましたが、現在は増加傾向に転じているものと考えられます。障害者の家族の負担軽減等を図るために必要な助成であることから、引き続き支給量の確保に努めます。

ク 障害者住宅改造助成事業 身 市単独

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	2	2	2

【見込量確保の方策】

○過年度の実績平均から見込んでいますが、障害者が自宅で安心した生活を行うために必要な助成であることから、引き続き必要な支給量の確保に努めます。

ケ 福祉タクシー利用補助 身 知 精 市単独

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,485	1,485	1,485

【見込量確保の方策】

○これまでの実績において、年度によって増減が見られるため、今後の傾向が予測できないことから、令和5年度見込みと同値としています。移動支援施策は障害者の活動範囲の拡大に結びつくものであることから、引き続き財源の確保に努めていきます。

コ 重度障害者自動車燃料費助成 身 知 精 市単独

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,377	1,389	1,402

【見込量確保の方策】

○過去の実績が微増傾向にあることから、引き続き同水準の伸び率で推移していくものと見込まれます。移動支援施策は障害者の活動範囲の拡大に結びつくものであることから、引き続き財源の確保に努めていきます。

用語解説

あ行

ICT (Information and Communication Technology)

(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)

情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

委託相談支援事業所

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように相談できる事業所です。流山市の委託している相談支援事業所は、市内3か所（すみれ、まほろば、ファール）と市外1か所（サポートセンター沼南）があります。

医療的ケア児

生活するなかで痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアを必要とする子どもたちです。近年の新生児医療の発達や都市部を中心としたNICU（新生児集中治療室）の増設により、以前なら出産直後に亡くなっていたケースである超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもも助かることが多くなってきました。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児・者が必要としている多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげるコーディネーターで、医療的ケア児・者に対する支援のための地域づくりを推進する役割を持ちます。

インクルージョン

包容、包含を意味します。教育分野では、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごし、生きる力を身につけていくことを目的とした仕組みを指します。（インクルーシブ教育）

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援や地域の相談支援従事者の支援や地域づくり等の業務を総合的に行う機関です。

共生社会

障害のある人もない人も、人それぞれの違いや能力を認め合い、支え合い、社会参加できる社会のことです。

強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態をいいます。

グループホーム

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が世話人の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で生活する居住の場です。グループホームは、入所施設に比べると規模が小さく、数人で暮らす生活の場であるため、支援は一人ひとりのニーズにあったものとなります。

言語聴覚士

言語障害（失語症、構音障害）や聴覚障害、摂食嚥下障害、高次脳機能障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害などに対し、問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職です。

権利擁護

障害者や高齢者など、本人の判断能力が十分でない状態にある人に対して、権利や尊厳が脅かされることなく、本人の自己決定が尊重された、安心して安全なその人らしい生活が送ることができるように支援することです。

合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

さ行

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）

相談支援専門員が、障害福祉サービス（障害児通所支援）の利用を希望する方の心身の状況等や環境をアセスメントし、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討して作成する計画を指します。

作業療法士

入浴や食事などの日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、社会適応に向けた身体と心のリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士と異なり、作業療法士は躁うつ病および摂食障害などの精神障害者も対象としていて、生きがい支援のスペシャリストともいわれています。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どもです。成人すると重症心身障害者と呼ばれます。先天性の疾患や出生児のトラブルで脳の機能に障害が残り、歩くことや話すことができず、いわゆる寝たきりに近い状態で、恒常的に介助を必要とします。

重層的支援体制整備事業

高齢、障害、子ども、生活困窮という従来の対象者別の支援制度に収まらない、制度の狭間や「8050」やダブルケアなど、複雑化・複合化した困りごとや生きづらさを抱える方やその家族を、課題ごとの支援だけでなく、課題全体を捉えて支援する事業で、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を行います。

重度障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が持っている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳によって定められている等級で重度に該当する人です。障害のある箇所、制度や団体によって、何級を重度とするかは異なります。

就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスで、令和6年度から加わった新しいサービスです。

障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

正式には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」という名称です。コミュニケーションの方法は障害の種類や程度、特性に応じた手段を選択できるようにすることや障害のない人と同じ内容の情報を時間差なく取得できるようにすることなどが規定されています。

障害者虐待防止法

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という名称です。養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者について、身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済的といった虐待について定義しており、虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約です。平成18年12月に国連総会で採択され、国内法の整備を経て、平成26年1月20日に障害者権利条約を批准しました。

障害者差別解消法

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という名称です。障害のある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を定めており、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。

障害者週間

毎年12月3日から9日までの1週間です。12月3日は国際障害者デーであり日本では障害者基本法の公布日でもあります。また12月9日は従来の障害者の日でした。障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

障害者総合支援法

従来の「障害者自立支援法」に代わり平成25年4月1日に施行された法律です。障害者が地域で生活するために必要な障害福祉サービス等や障害福祉計画、自立支援協議会等について定めています。障害者総合支援法の施行とともに、従来制度の谷間を埋めるべく障害者（児）の定義に難病等を追加しました。

障害者優先調達推進法

正式には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という名称です。国や地方公共団体等は、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされています。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神疾患を有する人、身体障害者手帳を持っている人、身体に障害を有する児童のための制度で、それぞれ精神通院医療、更生医療、育成医療と呼ばれています。現在は医療機関での利用者負担1割で受診をすることができます。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりして保護や支援を行う民法の制度です。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族による申し立てが必要ですが、身寄りのない人の場合、市町村に申し立て権が付与されています。

た行

地域活動支援センター

障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設です。その目的によって3種類に分けられ、市内には3か所あります（Ⅰ型はすみれ、Ⅱ型は流山市社会福祉協議会 身体障害者デイサービスセンター、Ⅲ型はいろいろや・ハーモニー等）。

Ⅰ型 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ支援や助言を行います。

Ⅱ型 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスです（デイサービス）。

Ⅲ型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに職業を得て自立した生活を送ることを促します。

地域生活支援拠点等

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制作り）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。1事業所で複数の機能を担う多機能型と市内の事業所に機能を分散させて行う面的整備型など、市町村により形態が異なります。

地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関するシステムづくりで中核的な役割を果たすために、平成21年に設置された定期的な協議の場です。5つの専門部会を擁し、各テーマについて様々な視点から地域の関係機関が協議しています（就労支援部会、権利擁護部会、地域生活支援部会、相談支援部会、こども部会）。

地域包括ケアシステム

高齢者、障害者や子どもを含む、地域すべての住民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようなサービス提供体制です。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムには、各関係者の情報共有や連携を行う協議の場を通じて支援体制の構築を推進することが求められます。

な行

流山市総合計画

総合計画は、総合的かつ計画的な市政経営を進めるための本市の最上位計画で、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されています。計画期間は基本構想が令和2年度から令和13年度、基本計画は令和2年度から令和11年度、実施計画は3年間で行政評価を活用したローリング方式により毎年度見直しします。

は行

発達障害

生まれつきの脳機能の発達のアンバランスさやデコボコと、その人が過ごす環境や周囲の人との関わりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する障害です。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）に類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められています。

バリアフリー

障害の有無や年齢に関わらず、一人ひとりが自立し、お互いを尊重して社会生活を送るため、生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、新しいバリアを作らない施策（ユニバーサルデザイン）を指す用語です。障壁（バリア）は物理的なバリア、制度的なバリア、文化・情報面でのバリア、意識上のバリアが挙げられます。

パラリンピック

国際パラリンピック委員会が主催する、身体障害者を対象とした世界最高峰の障害者スポーツの総合競技大会で、オリンピックと同じ年に同じ場所で開催されます。車いすテニス、車いすバスケットボール、ゴールボール、ボッチャ、陸上競技などの競技があります。

ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことをいい、ピアサポートを行う人を「ピアサポーター」といいます。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を合わせた用語で、業務や事業をPDCAのサイクルによって継続的に改善し続けることです。従来は生産管理や品質管理に用いられた用語ですが、現在ではあらゆる分野で提唱されています。

福祉タクシー

一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送です。

ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、保護者等がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを身につけることを目指した家族支援のアプローチの1つです。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者が、子どもや保護者自身の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることや子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としたグループプログラムです。

ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者に対して支援してくれる人たちです。相談支援に関する一定のトレーニングを受けています。

ま行

モニタリング

障害者総合支援法によるサービスである自立支援給付を受ける際に、サービス等利用計画が利用者のニーズに合っているかを再評価するための仕組みです。利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、モニタリングによって当初の計画どおりでよいのかどうかを確認していきます。結果としてサービスの見直しが必要な場合は、サービス等利用計画の作成等を合わせて実施します。モニタリングの期間は、利用者ごとに1か月から6か月の間で定められます。

ら行

理学療法士

歩行訓練や起き上がりなどの運動療法や電気刺激や医療的行為のマッサージなどの物理療法を通して、基本動作の機能回復に向けたリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士は医療・福祉分野をはじめ、スポーツ分野などでも活躍しています。運動機能回復のスペシャリストが理学療法士です。

資料編

流山市福祉施策審議会 委員名簿

任期 令和3年11月24日～令和5年11月23日

◎は会長、○は職務代理者

委嘱区分	役職名	氏名	備考
福祉サービスの提供を受ける者を代表する者	流山市老人クラブ連合会 会長	石幡 恒美	
	流山市障害者団体連絡協議会	小野寺 夏樹	
ボランティア団体を代表する者	特定非営利活動法人さわやか福祉の会 流山ユー・アイネット 副代表	鎌田 洋子	◎
社会福祉法人の役員又は職員	社会福祉法人流山市社会福祉協議会 会長	石渡 烈人	
	社会福祉法人あかぎ万葉理事長	中 登	○
民生委員（児童委員）	流山市民生委員・児童委員協議会 会長	平井 加代子	
医師会を代表する者	流山市医師会副会長	肥田 裕久	
歯科医師会を代表する者	流山市歯科医師会会長	中久木 典子	
学識経験を有する者	江戸川学園おおたかの森専門学校 介護福祉学科 専任教員	濱田 竜也	
関係行政機関の職員	柏児童相談所 所長	小熊 良	
	松戸健康福祉センター 副センター長 （地域保健・福祉）（兼）松戸保健所次長	鈴木 麗子	
市民等	流山市民	牧 尚輝	
	流山市民	琉 哲夫	
	流山市民	釜塚 淑子	
	流山市民	山田 義一	
	流山市民	南 静代	
	流山市民	佐藤 生	
	流山市民	欠員	

（令和5年10月10日 答申日の委員）



流 社 第 1 5 0 号
令 和 5 年 6 月 1 日

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子 様

流山市長 井崎 義治



第 7 期流山市障害福祉計画及び第 3 期流山市障害児福祉
計画の策定について（諮問）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 8 条に基づき令和 3 年 3 月に策定された『第 6 期流山市障害福祉計画』及び児童福祉法第 3 3 条の 2 0 に基づき令和 3 年 3 月に策定された『第 2 期流山市障害児福祉計画』は、令和 5 年度をもって計画期間が終了します。

つきましては、第 7 期流山市障害福祉計画及び第 3 期流山市障害児福祉計画の策定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。



流 福 審 第 1 0 号
令和5年10月10日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子



第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉
計画の策定について（答申）

令和5年6月1日付け流社第150号で諮問のあったこのことにつ
いて、下記のとおり答申します。

記

- 1 障害者総合支援法の施行により、難病に罹患する方もこの法律の
支援の対象となりました。まだ知らない市民の方が多い状況です。支
援が必要な方に情報が届くよう、広報活動を強化してください。
- 2 障害者の高齢化や障害児への支援など、それぞれのライフステー
ジにおける課題や支援ニーズを把握し、ライフステージに沿った、必
要な支援が切れ目なく提供される体制を構築するため、地域資源の
開発等を行うとともに、事業者においても障害者にも配慮したサー
ビスを提供できるよう支援体制を強化してください。
- 3 地域共生社会の実現に向け、障害者が生活しやすい地域をつくる
ため、市民の方が障害者の特性について理解を深め、近隣住民同士で
助け合える関係を築ける仕組みづくりを強化してください。
- 4 障害のある方の抱える課題が複雑化・複合化しており、既存の相談
支援体制では対応困難とされるケースも考えられます。相談支援体
制の強化を図りつつ、他分野の関係機関との連携の強化を図ってく
ださい。

第7期流山市障害福祉計画・第3期流山市障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

発 行 令和6年3月
企画・編集 流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室
障害者支援課

住 所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
電 話 04-7158-1111（代表）
04-7150-6081（障害者支援課直通）
F A X 04-7158-2727

